



り通行する場合に限る。

## 富山県道路公社告示第2号

砺波高岡道路（能越自動車道）に係る料金の額及び徴収期間について  
の一部改正について

砺波高岡道路（能越自動車道）に係る料金の額及び徴収期間について（平成8年富山県道路公社告示第5号）の一部を次のように改正し、令和5年3月27日から施行する。

令和5年3月24日

富山県道路公社

理 事 長 蔵 堀 祐 一

1の備考3のイの(イ)中「（身障者1人につき1台に限る。）」及び1の備考3のロの(ロ)中「（重度障害者1人につき1台に限る。）」を削る。

1の備考9を1の備考10とし、1の備考4から備考8までを1の備考5から備考9とし、1の備考3の次に次のように加える。

4 備考3の条件に該当しない場合であっても、「有料道路における障害者割引措置実施要領」（平成15年7月30日付け東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、地方道路公社及び道路管理者間の申合せ）（以下「実施要領」という。）の定めにより、備考3で定める割引を適用するものとする。ただし、当該自動車がETCシステムを利用して無線通行により料金所を通行し通行料金の支払いを行おうとする場合は、実施要領で定める方法により通行する場合に限る。